

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	望月 徹（3）	<p>1. 企業誘致と投資に対する費用対効果について</p> <p>現在、富士市は富士山フロント工業団地の隣接エリアに「富士山フロント工業団地第2期整備事業」と命名した新工業団地を予定し、令和元年6月より企業募集の案内を開始しました。</p> <p>新工業団地の取り組みは、過去数年間に市内外の企業から工業団地に関する問い合わせが100社以上あり、受け皿確保が急務となっていたことによるものと報告されています。</p> <p>企業募集の案内では、4～6区画で、対象業種は製造業及び製造業に属する研究所となっています。</p> <p>対象業種を限定することにより、企業から得られる税収入は法人市民税、固定資産税においては土地、家屋に加え、償却資産も多く見込まれ、土地面積に対する税収入効果は高くなると思われます。さらに、雇用にもつながっていきます。</p> <p>言うまでもなく企業誘致は、当市の税収入増、雇用拡大につながる大きな要素であります。それと同時に造成工事にかかわる総事業費も16億6200万円と多額です。</p> <p>そこで、新工業団地への入居をより効率的、税収増につなげる面から今後の企業誘致等に関することについて、以下、質問します。</p> <p>(1) 現在、稼働している富士山フロント工業団地、第二東名IC周辺地区土地区画整理事業にかかわる市単独費用と税収入の実績について、工業団地と区画整理事業では意味合いの違いがありますが、比較検討されているのでしょうか。</p> <p>これは、業種により造成工事した土地使用面積に対する税収額の傾向をはかることで、今後の誘致等の検討資料にも使用できます。造成された土地という資源に限りがある以上、成長性、将来性を含め最大限の有効活用を狙うべきと考えるからです。</p> <p>(2) 今回、問い合わせが多く、誘致企業の選定も視野に入れていると聞き及んでいます。</p> <p>誘致企業の選定について、企業募集の案内によると、応募書類の提出を受け、担当部署で企業の分析、評価を行い、企業による事業紹介を受け、富士市企業立地推進本部会議において審査、決定されます。本部会議メンバーは市長を中心に当局内で構成され、企業の分析、評価は担当部署内で作成されていると聞いております。</p> <p>誘致企業の分析及び評価点の資料は、重要な役割を持っていますが、分析、評価から決定までに第三者は入っているのでしょうか。入っていないならば、その選考過程に問題はないのでしょうか。当局の見解をお伺いします。</p> <p>(3) 富士市は近隣の30万人以上の都市に比べ、事業所税の課税がないという利点があります。例えば、一企業で静岡市清水区と富士市に同じ3万平方メートルの工場を所有していた場合、清水区では毎年、1800万円の税負担があります</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	望月 徹（3）	<p>が、富士市はありません。</p> <p>さらに、全国各地では、従来型の工場誘致とは別にいろいろな取り組みが見られます。</p> <p>例えば、①起業家を中心としたまちをつくり、インキュベーターセンター（県創業者育成施設）も活用し、関東地区などからの移住を推進させる。②ワーケーション拠点をつくる。長野県軽井沢町は駅から徒歩2分のところに、企業のプロジェクトチームの合宿施設を貸し出し、リゾート地で仕事と休暇を楽しむ「ワーケーション」という働き方を提供しています。</p> <p>企業誘致と投資に対する費用対効果について述べましたが、最後に富士市にある工場、研究所等に働きに来ている関東圏の人たちへ富士市への移住促進を図るための方策について、当局として、どのような考えを持っているのか、質問いたします。</p> <p>2. 自動車運転免許証返納の時代、諸手続をまちづくりセンターへ移管拡大することについて</p> <p>自動車運転免許証の返納を検討・実施されている高齢者の方々が多くなってきており、特に団塊の世代が75歳を過ぎる3年先からは、さらにふえることが見込まれます。</p> <p>このとき、検討段階で悩まれることは、自動車運転による事故のリスクと不使用による不便さです。不便さの中には、市役所に向いて、手続をしなければならないことも含まれます。</p> <p>市中心地から遠隔地に住む市民にとって、マイカーがなく、公共交通機関に頼って市役所を訪れることは不便さを感じるもとなり、返納をちゅうちょする一因にもなりかねません。</p> <p>現在、税の証明書類、住民票等はまちづくりセンターで手続が可能であり、多くの市民に活用されていますが、さらなる諸手続が移管されれば不便さの解消とともに時間のロスを減らすことにもつながります。</p> <p>市役所を訪れなければならない手続がある一方、まちづくりセンターに一部業務移管できる手続もあると思われます。</p> <p>ここに、私の考える具体的な事例案を1つ挙げます。国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者の人間ドック、脳ドック助成券の発行申請についてです。</p> <p>現在は、市役所担当部署に申請者本人が保険証を持参し、担当職員が保険証による本人確認及び国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納の有無等を確認して助成券をその場で渡しています。</p> <p>これに対し、私の考えるまちづくりセンター移管案は、申請者本人が保険証をまちづくりセンターに持参し、センター職員が保険証による本人確認を行います。申請者は助成券申請用紙への記入と切手を張った返信用封筒をセンターに提出し、センター職員が申請用紙と返信用封筒を担当部署に回し、</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
3	望月 徹（3）	<p>国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の滞納の有無等を確認した上、助成券を送付します。タイムラグは生じますが、無理なく、助成券の受け渡しが見込まれます。</p> <p>前年度の助成券の発行は全体で2471人でしたが、今後、ふえると思われまます。</p> <p>各課の専門知識を要する内容についても、タブレット等を利用すれば、市民と市役所担当部署の職員が、理解、納得することにより、タイムラグが生じる程度の不都合さだけで完了できます。</p> <p>現行の諸手続をいま一度全面的に見直して、まちづくりセンターの仕事領域を再構築する考えがありますでしょうか。市民サービスの向上につながると考えますが、市長の見解をお伺いします。</p>	市長 及び 担当部長